

令和4年6月10日

会員各位

一般社団法人 日本生殖医学会
理事長 大須賀 穰
生殖医療従事者制度委員会
委員長 柴原 浩章
(公 印 略)

本会の理念と生殖医療専門医制度の目的について

(再度の確認と注意喚起)

拝啓 平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会会員は、生殖医療の専門家集団として「英知と良識を発揮して我が国の生殖医学を発展させ、社会の指導者たらん医療人を育成し国民に対して安全で安心な質の高い生殖医療を提供します。」という理念にご賛同いただいております。

また、生殖医療専門医制度は、生殖医療における広い知識、練磨された技能と高い倫理性を備えた医師を養成し、更に生涯にわたる研修を推進することによって、生殖医療の水準を高めることを目的としています。生殖医療専門医の認定・更新においてもその目的に照らし、総合的に評価と判定をしております。

すでに会員の先生にはご理解とご支援を頂戴しているところでございますが、令和3年11月本会刊行の生殖医療ガイドラインで示した指標が参考にされ、令和4年度の診療報酬改定において、体外受精・胚移植や顕微授精、胚凍結と融解等の「生殖補助医療」が、令和4年4月より新たに保険適用されております。これらの動向も加わり、生殖医療への社会の注目はさらに高まっており、本会の会員、とくに生殖医療専門医の振る舞いや医療の在り方について、注目が集まっています。

本会会員が「生殖補助医療」を実施するにあたっては、保険診療あるいは自費診療の如何に関わらず、法令の遵守は当然のことですが、基本領域学会で示す見解の遵守、本会コンプライアンス規程、生殖医療専門医制度規約ならびに細則の遵守を厳にお願い申し上げます。それら責務を果たしていない、またはいただけない場合は、その理由を問わず、これまで同様、会員資格そのものや生殖医療専門医資格の喪失の処分の検討事項として迅速に対応いたしますのでご承知おきください。

繰り返しではございますが、本会は生殖医療の専門家集団として国民の皆様に対し、安全で安心な質の高い生殖医療を提供するという重大な責務を担っていると認識しております。本会会員、そして特に生殖医療専門医ならびにこれから生殖医療専門医を目指す先生方には、今一度、モラルに配慮した行動、医療の在り方を考えていただきますようお願い申し上げます。

敬具

<参考>

日本生殖医学会

コンプライアンス規程

<http://www.jsrm.or.jp/about/compliance.html>

生殖医療従事者資格制度規約・生殖医療従事者資格制度細則

http://www.jsrm.or.jp/qualification/specialist_rule.html

「生殖医療専門医認定審査の手引き」より抜粋

1. 生殖医療専門医認定審査を受ける方々へ

日本生殖医学会生殖医療専門医制度は生殖医療における広い知識、練磨された技能と高い倫理性を備えた医師を養成し、更に生涯にわたる研修を推進することによって、生殖医療の水準を高めることを目的とします。

http://www.jsrm.or.jp/document/senmoni_tebiki_new.pdf

公益社団法人日本産科婦人科学会

倫理に関する見解一覧

https://www.jsog.or.jp/modules/statement/index.php?content_id=3

厚生労働省

医療法における病院等の広告規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisai/index.html